

3-① 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

- こども性暴力防止法では、事業者に対し、性暴力の疑いなどが生じた場合の、報告方法、報告先、報告内容といった「**報告ルール**」や、報告を受けた後の対応者、対応事項、対応手順などの「**対応ルール**」を定め、**従事者やこども、保護者に周知**することが義務付けられています。
- こどもに対する性暴力や不適切な行為があったと疑われる場合に、速やかに対応するため、**対応者や対応内容を、あらかじめ決めておくことが必要**です。性暴力の「疑い」の段階から重く受け止め、様子見することなく、組織内外からサポートを受けながら、**チームで迅速に対応**するようにしましょう。重大事案にも対応できる一定の権限を有した**役職者**をこどもの安全・保護に関する**責任者**として定め、その下にメンバーを集めて、**複数の従事者によるチーム編成**を行うと良いでしょう。

〇〇(事業者名)における対応フロー

別紙

性暴力の疑い

報告

※即日・速やかに

対応チーム

(1)
初期対応

チーム会議①
⇒ 初期対応の方針を決める。

一時的な接触
回避

保護者への連
絡・説明

関係機関への連
絡等

※ 初期対応の段階から、必要に応じ
て保護・支援を実施する。

(2)
調査

チーム会議②
⇒ 調査の方針を決める。

情報及び客観証
拠の保全

聴き取り

チーム会議③
⇒ 事実の有無の評価

チーム会議④
⇒ 対応方針決定

防止措置

保護・支援

(3)
調査を
踏まえた
対応

チーム会議⑤
⇒ 再発防止策の検討

再発防止策の実施

こども性暴力防止法施行ガイドラインp133~参照



報告・対応ルールのひな型は
こちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法に基づく
措置を行うに当たって活用できる各種ひな
型・参考例 リンク集」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/hinagata>



3－② 相談体制整備（相談窓口設置・周知等）

- 被害にあったこどもやその保護者などが、できるだけ早く相談できるよう、**複数の相談ルートを設定**することが重要です。
- こども性暴力防止法では、こどもが性暴力に関して相談を行うことができるよう、次の①及び②を実施することが事業者に義務付けられています。
 - ① 事業者内における相談員の選任又は相談窓口の設置・周知
 - ② 児童対象性暴力等に係る外部相談窓口の周知
- 相談窓口を設置・周知する際には、**こどもの発達段階や特性を踏まえ、相談しやすくなる工夫をすることがポイント**です。こどもが複数の相談先から選択できるようにしましょう。

（例）

- ・ 性別に配慮して複数の相談員を置く
- ・ 一対一が良い、複数の先生で聞くのが良いなど、相談を受ける体制を、こどもの意向を可能な限り踏まえたものとする

複数の相談先から選択できる



[こども性暴力防止法施行ガイドラインp136～参照](#)

相談窓口の周知広報資料として活用できる様式はこちら

こども家庭庁「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（横断指針）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshis/>



【参考】公的機関等が設置する主な相談窓口

状況 など	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先等	状況 など	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先等
どこに 相談し ていい か分か らない が、困 ってい ること がある とき	24時間子供 SOSダイヤル	文部科学 省	こども、その保護者を対象に、いじめやその他のこどものSOSの相談を受け付ける。原則として、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながる。 【相談時間】24 時間 365 日 【相談手段】電話 【連絡先】0120-0-78310（通話料無料） 【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm	性暴力 か分か らない が、相 談した い	Curetime	内閣府	性暴力の悩みを専門相談員に相談できる。イヤだったこと、困っていること等、何でも相談できる。 【相談時間】毎日 17 時～21 時 【相談手段】チャット（日本語、外国語（英語、タガログ語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語））、メール（日本語） 【連絡先】 https://curetime.jp/
	こどもの人権110 番、法務局LINE じんけん相談等	法務省	こども、こどもに関する悩みをもつ大人を対象に、いじめ、体罰、不登校、虐待等の相談を受け付ける。最寄りの法務局等において、法務局職員または人権擁護委員が相談対応する。 【相談時間】平日 8:30～17:15 【相談手段】電話、メール、LINE 【連絡先】0120-007-110（通話料無料）、法務省ホームページ、LINE 【URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html	性暴力 の疑い がある /性暴 力が起 きた	性犯罪・性暴力 被害者のための ワンストップ 支援センター	内閣府	被害直後から医療的支援、法的支援、心理的支援等の総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。電話は最寄りのワンストップ支援センターにつながる。 【相談手段】電話、（一部のみ）メール、SNS 【連絡先】#8891（はやくワンストップ）（通話料無料） 【URL】 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html
	こどもの人権SOS ミニレター	法務省	こども（主に小学生、中学生）を対象に、毎年5月～7月の間に学校で配布。相談したいことを記入し、投函すると、最寄りの法務局に届く。人権擁護委員・法務局職員が希望する連絡方法（手紙・電話）で返信を行う。 【相談手段】郵送（切手不要） 【URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html		犯罪被害者等 早期援助団体	警察庁	犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、都道府県公安委員会から指定を受けた民間被害者支援団体につながる。 【相談手段】電話（一部メール・問い合わせフォームあり） 【連絡先】 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html
	親子のための 相談 LINE	こども 家庭庁	子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口。児童相談所等において、専門の相談員が相談対応する。 【相談時間】各地方公共団体の相談受付時間による 【相談手段】LINE 【URL】 https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/		性犯罪被害相談 電話	警察庁	各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。発信地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】#8103（ハートさん）（通話料無料） ※緊急時は 110 番通報
	こども家庭センター	こども 家庭庁	こどもや保護者・妊婦等からの子育てや妊娠・出産等に関する相談に応じ、困り事に寄り添い、必要なサービスの紹介や利用の支援、適切な支援先につなぐなどの支援を行っている。 【相談手段】お住まいの市区町村のホームページ等参照	※ 地方公共団体において、こどもを対象にした、悩みに関する相談窓口が設置されている場合には、それも周知対象となり得る。			
こども家庭庁	児童相談所	こども 家庭庁	こどもに関する家庭その他からの相談に対し、こどもが有する問題やこどもの置かれた環境の状況などに応じて、必要な支援を実施。電話は住んでいる地域の児童相談所につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】児童相談所相談専用ダイヤル：0120-189-783（いちばやく・おなやみを）（通話料無料）	※ 保育所等の場合、所管行政庁が設置する虐待に関する相談窓口も周知対象となる。			
				※ 障害児の場合には、地方公共団体の障害者福祉課等/自立支援協議会も相談窓口となり得る。			
				※ 外部相談窓口によっては、児童等からの相談により得た情報を対象事業者に提供することを想定していない場合がある。			

こども家庭庁 3－③ 従事者向け研修の計画策定・実施

○ こども性暴力防止法では、**対象となる全ての従事者**に対し、性暴力防止への関心を高めるとともに、そのために取り組むべきことに関する理解を深めるための**研修を受講させることが、事業者には義務**付けられています。

○ こども家庭庁において標準となる研修教材を作成・公表しており、当該資料も参考にしつつ、各現場の実態に応じて研修計画を策定・実施してください。（次ページ参照）

※ 研修事項は、以下の内容を含み、座学と演習を組み合わせたものである必要があります。

[こども性暴力防止法施行ガイドラインp121～参照](#)

ア 対象業務従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因、こどもの権利等）

- ・こどもの権利についての理解（一人の人間として人権を持つこと、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利があること、こどもの同意があったと主張して児童対象性暴力等を正当化することはこどもの意見を尊重することには決してならないこと等）
- ・法の概要（趣旨、対象事業者等）
- ・児童等に対する性暴力の特性（被害の深刻さ、被害の発見・開示のしづらさ、被害の相談・開示までのプロセス等）
- ・加害者個人に起因する要因（「認知の偏り」、「性的手なずけ（グルーミング）」等）
- ・環境に起因する要因（支配性を有する立場等）

イ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の範囲

- ・児童対象性暴力等には、わいせつな言動、盗撮等が含まれること
- ・児童対象性暴力等につながり得る「不適切な行為」は、各事業者においてルールを設定し、関係者で認識を共有することが重要であること

ウ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の疑いの早期発見

- ・日常観察及び面談・アンケートの留意点

エ 相談、報告等を踏まえた対応

- ・被害等の相談を受けた際の心構え
- ・対応の留意点（寄り添い、二次被害・記憶の汚染の防止等）
- ・対象業務従事者が行う具体的な対応の流れ（疑い段階から重く受け止めて、ルールに則って速やかに報告すること等）
- ・対象事業者が行う具体的な対応の流れ（事実確認からおそれの判断・対応の決定まで）

オ 被害児童等の保護・支援

- ・被害児童等・保護者への真摯な対応
- ・見守り・寄り添い等の例

カ 犯罪事実確認において対象業務従事者に求められる対応

- ・犯罪事実確認の手続の全体像
- ・対象業務従事者に求められる対応

キ 防止措置の基礎的事項

- ・おそれがあると認められる場合
- ・防止措置の内容

ク 厳格な情報管理の必要性

- ・対象事業者に課せられる情報管理措置の内容（性犯罪歴に関する適切な情報の取扱い等）

【参考】従事者向け研修教材について

従事者向け研修教材はこちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujsiya>



あわせてこども性暴力防止法に関する解説動画・資料もご活用ください

こども家庭庁「こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jigyousya>



従事者向け研修教材

標準動画	従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが望ましい標準的な内容を網羅した研修動画。法第8条等に基づく研修として、対象事業者は対象業務への従事者に、原則として（※）、標準動画を用いた研修を受講させる必要。 ※業界団体・対象事業者が独自に実施する研修（ガイドラインで定める研修事項を満たし、座学及び演習を行うものに限る。）を受講させることも可能。 https://www.youtube.com/playlist?list=PLIQ7HtehdR3Lw0MnIF2kMrT-MrxcABcQr
研修資料	標準動画の内容を解説・補足する内容をまとめた資料。 こども性暴力防止法に関する研修資料（従事者向け）
要点動画	従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが最低限必要とされる事項を網羅した研修動画。法第8条等に基づく研修として、事業者は、不定期・短期間で従事する者等、標準研修の受講が直ちに困難である者については要点動画を用いた研修とすることが可能。 https://www.youtube.com/watch?v=tK5ZpsTwRs0
演習資料	従事者向けに演習を行う際に活用できる題材及びそれらの解説等をまとめた資料。 20260415_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_jigyousya_02.pptx
確認テスト	標準動画・研修資料に基づく研修の受講後、知識の定着を確認するためのテスト。 20260420_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_jigyousya_07.xlsx
研修の手引き	事業者における研修の企画・運営担当者向けに、標準動画・研修資料を用いた研修の概要、実施方法、体制整備、記録管理、評価と見直し等について、実務的な観点から整理・解説した資料。 こども性暴力防止法に関する研修の手引き 研修実施計画書 研修受講記録